

支 払 基 金
令和 2 年 6 月 4 日

特定器材マスターの改定について

下記のとおり、特定器材マスターの改定についてお知らせします。
なお、内容については別紙をご確認ください。

記

令和 2 年 3 月 5 日付け厚生労働省告示第 61 号「別表 IX 経過措置」(1)に基づく特定器材コードの廃止（変更区分「9」:1 コード）

※ 廃止年月日は令和 2 年 5 月 31 日であることから、令和 2 年 6 月診療分以降の電子レセプトには使用することのないようご留意願います。

別紙_特定器材マスター登録内容の一部変更

別表 番号	区分 番号	特定器材コード	特定器材名・規格名	金額 種別	金額	変更 区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
2	199	710011063	甲状軟骨固定用器具・指定番号	1	204,000	9		廃止		